

港長公示第3-6号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和3年3月29日

那 霸 港 長



那覇港新港第一防波堤南側における被覆ブロック仮置に伴う航泊の禁止について

那覇港新港第一防波堤南側において、被覆ブロックの仮置が行われるため、期間中、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、那覇港長が許可した船舶を除く。

記

1 期 間

令和3年4月1日（木）～ 当分の間

2 区 域

次の各地点を順に結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海面（下図参照）

- イ 北緯26度13分31.0秒 東経127度39分12.5秒
- ロ 北緯26度13分32.5秒 東経127度39分13.9秒
- ハ 北緯26度13分31.8秒 東経127度39分14.7秒
- ニ 北緯26度13分30.4秒 東経127度39分13.3秒

3 標 識

上記4地点には、灯浮標（黄色、4秒1閃光）が設置される。

4 備 考

仮置作業中は警戒船が警戒に当たるので、当該警戒船の助言に協力すること。

